

議 会 報 告 会

～開かれた議会を目指して～

議会報告会は、開かれた議会として、皆様に議会の内容を報告し、皆様からのご意見などをお伺いすることを目的として開催するものです。

また、報告会は、那珂市議会として実施するものであり、議会として決定したことなどを主に報告することを目的としております。議員個人の活動や見解、意見を報告説明することは、差し控えさせていただきますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。

◎平成 29 年 5 月 24 日（水）午後 6 時 30 分 ふれあいセンターよこぼり

◎平成 29 年 5 月 25 日（木）午後 6 時 30 分 ふれあいセンターよしの

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 出席議員紹介
- 3 議長あいさつ
- 4 議会報告
 - 3 月定例議会の議決事項などを中心に報告します
 - ①議会運営委員会報告（定例会概要と議会改革推進概要）
 - ②総務生活常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ③産業建設常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ④教育厚生常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ⑤原子力安全対策常任委員会報告（委員会審議概要）
 - ⑥災害対応調査特別委員会報告（委員会審議概要）
- 5 休 憩（10 分）
- 6 ご質問・ご意見
 - ①委員会報告に関することについて
 - ②議会に関することについて
- 7 閉 会

議会運営委員会報告書

1 那珂市議会の概要

①議員定数 18名（現在の議員数17名）

②定例会 年4回開催（3月、6月、9月、12月）

③議会の委員会等の構成

◆議会運営委員会（議会運営などを審査）

◆常任委員会（主に議案や請願などを審査）

・総務生活常任委員会

企画部、総務部、市民生活部、会計課、消防本部、議会事務局の所管に属する事項、他の委員会に属さない事項

・産業建設常任委員会

産業部、建設部、上下水道部の所管に属する事項

・教育厚生常任委員会

保健福祉部、教育委員会の所管に属する事項

・原子力安全対策常任委員会（平成26年3月設置）

原子力関連施設の防災、安全対策等の所管に属する事項

◆特別委員会（特定案件の調査のために設置）

・災害対応調査特別委員会（平成28年9月設置）

災害時の議会及び議員の対応、連絡体制等に関する事項

◆会議規則で定める会議

・全員協議会（主に議案以外の案件を審査）

・議会広報編集委員会（議会だより編集）

2 議会運営委員会の概要

・所管事項（地方自治法第109条第3項）

議会の運営に関する事項

議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

議長の諮問に関する事項

・主な審査内容など

定例会の会期日程（案）作成、議案の委員会付託、一般質問の調整
会期日程の変更、議会改革推進など議会運営に関するもの

3 議会改革の推進状況

平成24年9月19日～議会改革特別委員会を設置し、議会改革に着手。
議会基本条例の制定などを経て平成26年3月3日に特別委員会を終了。
その後は議会運営委員会が主となり、議会改革を推進。

主な改革事項

- ・議会基本条例の制定（平成 25 年 10 月）
- ・議会報告会の開催（平成 26 年 1 月から）
- ・議会公開のための映像・音響設備の改修、映像配信の開始（H25）
- ・議員費用弁償の改正（平成 26 年 4 月）日額 2,000 円⇒0～360 円
- ・原子力安全対策特別委員会の常任委員会化（平成 26 年 3 月）
- ・議員勉強会の実施（平成 26 年 4 月から）
- ・政務活動費の運用指針を見直し、使途を明確化（平成 27 年 3 月から）
- ・議会基本条例の見直し（平成 29 年 4 月）

議員勉強会の実施状況

実施日	内 容	講 師
H26.4.25	那珂市の財政状況について	市財政課課長補佐
H26.7.28	会津若松市議会の先進的な取り組み 「政策形成サイクルの内容」 「議決責任と議員間討議」	会津若松市議会議員 目黒 章三郎 氏
H26.11.14	自治体と地方議会の危機管理 住民投票制度の展望と課題	茨城大学大学院准教授 馬渡 剛 氏
H27.2.10	市民協働の時代における二元代表制と議会	常磐大学教授 林 寛一 氏
H27.7.22	議会改革はコミュニケーション改革	麗澤大学地域連携センター 客員研究員 松野 豊 氏
H28.7.8	障害者差別解消法について 「障害者差別解消法が施行された今、何が必要か」	茨城大学非常勤講師 有賀 絵理 氏
H29.2.8	地域防災と議員の役割、災害時の議員の心構え	東京臨海広域防災公園 防災士 澤 善裕 氏

4 議員定数、報酬等の改正

平成 26 年 3 月に議員定数等調査特別委員会を設置し、近隣及び全国と同規模人口形態の市議会の状況を調査するとともに、公聴会を開催して、市民の方からの意見聴取を行い、委員会で協議をした結果、以下のとおり改正を行うことを決定し、平成 27 年 2 月に特別委員会を終了。平成 28 年 3 月 10 日から実施。

- ・議員定数を 4 人削減し、18 人とする。
- ・議員報酬を月額 5 万円増の、395,000 円とする。
- ・政務活動費を月額 2 万円から 1 万円に減額し、年間 12 万円とする。

5 定例会の流れ

年4回の定例会では、概ね18日程度の会期中に、本会議や委員会などの日程が組まれます。(3月に行われた定例会の会期日程は別表をご覧ください。)

1日目 開会、会期の決定、議案の上程・説明など

※議案の上程とは、市長や議員などが提出する議案について、議事日程に組み入れて議題とし、審査の対象とすることをいいます。

3～4日目 一般質問、議案質疑、議案・請願・陳情の委員会付託

※一般質問とは、議員が市政全般に関して、事務の執行状況や将来の方針などを市長及び市執行部に質問し、回答を求めることをいいます。

※議案質疑とは、提出された議案の不明な点や詳しく知りたい点について、提出者に問いただすことをいいます。

※委員会付託とは、議会での議決に先立って、議案等をより詳しく専門的に検討をするため、所管の委員会に審査を託すことをいいます。

8～11日目 常任委員会 (付託された案件の審査を行います)

17日目 議会運営委員会 (次期定例会の会期日程等を審議します)

全員協議会

(各常任委員会に市執行部から報告のあった案件などを、委員長が全議員に報告します。追加の議案等がある場合は、提出者がその説明を行います。)

18日目 委員長報告、議案の討論・採決、閉会

※委員長報告とは、各常任委員会に付託され、審査した案件について、その結果を報告するものです。

※討論とは、採決の前に、議題となっている案件について、議員が賛成か反対かの意見を表明することをいいます。

※採決とは、議題となっている案件について、賛成か反対かの意思表示を求め、それを集計することをいいます。起立による採決や、異議がないかをはかる簡易採決などがあります。

総務生活常任委員会報告書

1 平成28年度の主な活動内容

- ・開催回数 6回（うち市外視察1回）
- ・調査事項 廃校の利活用について

2 報告案件

	案件等	内容
1	那珂市空き家等の適正管理に関する条例	<p>この条例は、適正に管理されていない空き家等の所有者に対して適正な管理を促すとともに、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないように安全で安心なまちづくりを促進することを目的として、制定された条例です。</p> <p>内容としては、空き家対策特措法に定められているものの中で、特に重要と思われる事など、那珂市の空き家等対策に必要と思われる事項を規定しているとのことです。</p>
2	廃校の利活用について	<ul style="list-style-type: none">・戸多小学校跡地の利活用について 廃校となりました戸多小学校について、校舎の一部を那珂市教育支援センターとして活用する旨の報告がありました。 教育支援センターは、幼児や児童生徒その保護者が抱える諸問題について相談を受け、事案に適した援助や助言指導を行い、子供のより良い発達や成長を促すことを目的としています。・本米崎小学校跡地の利活用について 廃校となりました本米崎小学校の利活用について、今後「本米崎小学校跡地利活用に係る事業提案公募実施要項」を定め、公募型プロポーザル方式により、公平に、かつ幅広く提案を募集する旨の報告ありました。

産業建設常任委員会報告書

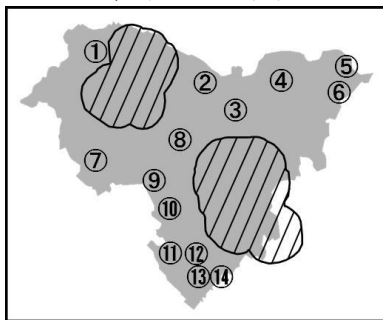
1 平成28年度の主な活動内容


- (1) 開催回数 12回（うち市内視察1回、市外視察1回）
- (2) 調査事項
 - ・道路の申請、採択、工事等の状況について
 - ・農業、ブランドの振興について

2 報告案件

(1) 那珂市区域指定について	
概要	<p>指定された区域においては、誰でも住宅等の建築が可能となる制度。那珂市では、主に既存集落のコミュニティの維持・保全を目的とし、市街化促進の恐れがない、市街化区域から概ね1キロメートル以上離れた地域を対象とする「第12号区域」について指定をする。</p> <p>対象区域は全14区域。</p>
指定についての主なフォローアップ方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、人口動態等を見ながら、市街化区域から概ね1キロメートル以内の「第11号区域」の導入の方向性も検討する。 ・今回指定の要件を満たさなかった集落については、今後の人口動態等を考慮した上で、追加の検討を行う。 ・インフラについては、指定区域を優先整備することはないが、道路整備は地域からの要望を踏まえて、排水施設は整備計画に基づいて、それぞれ整備していく。

図：区域指定の対象となる地区



- ① 静地区
 - ② 門部地区
 - ③ 南酒出地区
 - ④ 額田地区
 - ⑤ 本米崎地区
 - ⑥ 本米崎地区
 - ⑦ 戸地区
 - ⑧ 鴻巣地区
 - ⑨ 飯田地区
 - ⑩ 豊喰地区
 - ⑪ 西木倉地区
 - ⑫ 東木倉地区
 - ⑬ 中台地区
 - ⑭ 中台・津田地区
- 
 市街化区域（住居系）及びそこから概ね1キロメートルの範囲（那珂市では指定しない）

(2) 静峰ふるさと公園魅力向上事業	
概要	<p>那珂市の観光資源である静峰ふるさと公園の魅力向上と地域交流の拠点としての整備を図り、交流人口増加による地方創生を目指すもので、平成29年から33年の5年間をかけて行う。</p> <p>平成29年度当初予算にて8106万9000円を計上。</p>
主な整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・八重桜の更新 ・施設、園路、遊具等の整備・改修 ・ノルディックウォーキングコースの新設 ・その他、四季を通じてより多くの方に来園いただける仕掛けを検討

教育厚生常任委員会報告書

1 平成28年度の主な活動内容

- (1) 開催回数 8回（うち市内視察2回、市外視察1回）
- (2) 調査事項 「子育て支援」について（平成29年3月調査完了）

2 報告案件

	案 件 名	内 容
1	平成29年度に増額した予算について	<ul style="list-style-type: none">・小中学校英語指導助手設置事業（増員）・障害児学習活動支援事業（指導員の増員）・国民体育大会（H31開催）の準備事業 など
2	公立幼稚園建設事業について	園児数の減少や各幼稚園の老朽化に伴い、公立幼稚園を1か所に統合し、平成31年4月開園予定の新園舎を市役所北側に建設します。平成29年度は設計業務、建設工事の発注・着工を行う予定です。
3	那珂市小中学校における土曜日等授業の実施について	小中一貫教育の取り組みの一層の発展、地域や保護者と連携した多様な学習機会の確保のため、平成29年度から土曜日等の授業を実施します。今年度は年2回、来年度以降は年3回の実施予定で、原則として半日単位、振替休はありません。
4	「かわまちづくり支援制度」について	国土交通省による「かわまちづくり支援制度」に戸多地区が登録され、今後国と市による整備が行われます。水辺に親しみながら地域のにぎわいを創出することを目的とし、特産品の販売スペース、スポーツ、交流イベント、防災拠点等の利用が計画されています。
5	調査事項「子育て支援」について	調査研究した内容をまとめ、以下の3点について市執行部に要望書を提出しました。 <ul style="list-style-type: none">①子育て支援事業のPR強化②子育て支援のための環境整備③安心して子育てができる医療体制の整備

原子力安全対策常任委員会報告書

1 平成28年度の主な活動内容

- (1) 開催回数 6回
- (2) 取扱案件 原子力関連施設の防災、安全対策等について

2 報告案件

(1) 那珂市広域避難計画及び避難ガイドマップについて	
概要	<p>原子力災害時の広域避難計画は原子力の単独災害を想定し、避難の手順や経路等を定めるもの。那珂市では県の計画に準じて現在策定中。</p> <p>現時点では、避難先である筑西市、桜川市での避難所の振り分けと避難ルートが示されている。それらを市民に示すため、避難ガイドマップが作成された。</p>
マップの内容	<p>桜川市版と筑西市版の2つが作成されている。</p> <p>マップの表面には避難時の持ち出し品チェックリスト、避難の流れ、用語の解説、安定ヨウ素剤の服用方法なども記載され、避難に必要な情報等、裏面には避難所の位置図と自治会ごとの割り振りが、それぞれまとめられている。</p>
マップ配布までの予定	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月 定例会にて広域避難計画（素案）について執行部から議会に報告 ・平成29年7月 執行部が避難ガイドマップ及び広域避難計画（素案）についての住民説明会を開催 ・住民説明会終了後 自治会を通じて避難ガイドマップを配布（自治会未加入者には郵送）

図：那珂市と桜川市及び筑西市の位置関係



(2) 気体廃棄物の放出状況

いずれの事業所も放出管理目標値を下回っており、適正に管理されていることを確認した。前回の報告会から現在まで、異常はない。

災害対応調査特別委員会報告書

1 平成28年度の主な活動内容

開催回数 2回

2 特別委員会の設置目的

災害時に那珂市議会として迅速な対応ができるよう、議会及び議員の対応指針の作成、議員間の連絡体制の確立及び市との連携体制等、安心安全なまちづくりに関して調査・研究を行う。

3 調査事項

- ①市議会災害対応指針の策定に関する事項
- ②災害時の議員連絡体制の確立に関する事項
- ③災害時の市との連携体制の確立に関する事項

4 報告事項

(1) 災害対応指針の策定

大規模災害が発生した際に、議会がどのように対応するかを定めた那珂市議会災害対策会議設置要綱及び那珂市議会災害対応指針を策定しました。

○那珂市議会災害対策本部設置要綱

那珂市議会災害対策会議の設置に関して必要な事項を定めたもので、会議の設置要件、組織編制、所掌事務などについて記載しています。

○那珂市議会災害対応指針

大規模災害発生時の議会及び議員の対応について定めたもので、基本方針、災害発生時・初動期・初動期経過後それぞれの対応、議会事務局への連絡方法、参集時の留意事項などについて記載しています。

(2) 原子力災害時の避難ルートの確認

5月10日に原子力災害時の那珂市民の避難先である桜川市、筑西市までの避難ルートを実際に確認し、一部の避難施設の視察を行いました。

避難施設の内部や駐車場のスペース、施設周辺の様子などを確認したほか、茨城県の防災拠点の一つである、県西総合防災センターの備蓄倉庫を視察しました。

那珂市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民及び議会（第5条—第8条）

第3章 議会運営（第9条—第11条）

第4章 議会組織（第12条—第15条）

第5章 市長等、議会及び議員（第16条—第19条）

第6章 議員の活動原則（第20条—第23条）

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続（第24条・第25条）

附則

那珂市議会は、市民の意見を市政に反映する住民自治及び国から独立して地方行政を行う団体自治に基づき地方分権を推進するため、那珂市の議決機関として、政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の充実強化など、議会運営の改善及び改革に取り組み、市民に開かれた議会として、存在感のある信頼される議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び関係法令に定めのある議会の権限を行使し、使命を十分に果たすため、議会及び議員の基本原則、その他議会に関する基本事項を示し、開かれた議会として、市民の負託に応え、市民の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）市民 市内に在住し、又は勤務し、若しくは通学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

（2）市長等 市長及び執行機関の職員をいう。

（議会の基本原則）

第3条 議会は、市政の監視、意思決定等をする重要な責務を担うことから、次に掲げる事項を基本原則として運営するものとする。

（1）議員の自由討議と民主的な合意形成により、公正で最良な市の意思決定をすること。

（2）市政等に関する調査研究を行い、監視、改善及び政策策定をすること。

（3）本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）の内容につ

いて情報提供をすること。

(4) 市民の意見を聴取する機会を確保すること。

(5) 会議等は、公開すること。

(6) 効率的で効果のある議会運営を行うため、改善や改革に取り組むこと。

(議員の基本原則)

第4条 議員は、議会において、次に掲げる基本原則により活動するものとする。

(1) 品位を保持し、公正で誠実な責任ある言動をすること。

(2) 自由討議により、論点及び争点を明確にして合意形成に努めること。

(3) 市政等に関する調査研究を行い、政策提言に努めること。

(4) 市民の多様な意見の的確な把握に努めること。

(5) 議会の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

第2章 市民及び議会

(市民及び議会の関係)

第5条 議会は、市民の意見を市政に反映させて意思決定を行う議決機関であることから、議会への市民参加の機会を確保するなど、市民に開かれた議会を目指すものとする。

(意見陳述)

第6条 議会は、提出された請願及び陳情の審査において、提出者の要望により意見陳述の機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、市民に対して議会の結果を報告し、市民と意見を交換する場として、議会報告会を年に1回以上開催しなければならない。

(議会の情報提供)

第8条 議会は、市民に対して、議会に関する内容を広報紙、ホームページ等を活用して情報提供を行うものとする。

第3章 議会運営

(議員の自由討議)

第9条 議員は、会議において、論点及び争点を明確にし、議員相互の自由討議を尽くした上で、合意形成を図り結論を出すものとする。

(議会の調査制度等の活用)

第10条 議会は、議案等の審査又は市の事務に関する調査において必要がある場合は、市民、学識経験者の意見を議会の審議に反映させるため、地方自治法の規定による専門的知見の活用、公聴会、参考人制度等を活用するものとする。

(常任委員会の活性化)

第11条 常任委員会は、所管する事項について、自由に調査活動を行うことができる機関であることから、議会閉会中においても開催するなど、その機能を十分に発揮して、市政の課題に関して調査研究を実施するものとする。

2 常任委員会は、政策立案及び政策提言を行うものとする。

第4章 議会組織

(議員定数及び議員報酬の改正)

第12条 議会は、議員提案により議員定数及び議員報酬を改正するときは、市民の意見を聴取するため、公聴会等を活用するものとする。

(附属機関の設置)

第13条 議会は、審査、調査又は諮問のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(議長及び副議長の選出)

第14条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、選出の過程を市民に明らかにするため、本会議において、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

(議会予算)

第14条 議会は、独立した議決機関であり、その権限を遂行し、その機能を十分活用し、効率的な議会運営を実現するため、必要な予算の確保について市長に要望するものとする。

第5章 市長等、議会及び議員

(反問及び一問一答)

第16条 議会の会議等において、出席している市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

2 議会の会議等において、議員及び市長等の質問又は質疑に対する応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(市長による政策の形成情報の説明)

第17条 議会は、市長が提案する政策、施策、事業、計画等（以下「政策等」という。）について、その政策等の論点を明確にし、政策等の水準を判断するため、市長に対し、原則として次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 起源及び背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(市長の附属機関への議員就任)

第18条 議会は、市長等との緊張感のある関係を保持する観点から、議員が市長附属機関等の構成員となることについて、慎重に判断するものとする。

(市長等との緊張感の保持)

第19条 議会は、市長等と議員との関係の透明性を図るため、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応、経過等を記録した文書の作成

に努めるよう市長等に求めるものとする。

第6章 議員の活動原則

(政務活動費の透明性の確保)

第20条 政務活動費については、使途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務活動費による活動成果を市民へ報告するものとする。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。

(政治倫理の遵守)

第21条 議員は、倫理性を常に自覚し、良心及び責任を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努め、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

(会派)

第22条 議員は、基本的政策が一致する議員をもって議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案及び政策提言を行うことを目的とし、調査研究に努め、もって議会の活性化に資するものとする。

3 会派に関しては、別に定めるところによる。

(議員研修の実施)

第23条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を実施するものとする。

第7章 議会及び議員の責務と見直し手続

(議会及び議員の責務)

第24条 議会及び議員は、この条例を遵守し、市民に対する責務を果たさなければならない。

(見直し手続)

第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。